

「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」に関するコメント

2009年10月5日
(社)日本経済団体連合会
経済基盤本部

公正価値で測定する資産又は負債の範囲は、本来個々の会計基準において定められるべきであり、実際の適用にあたっては混乱が生じないように留意する必要がある。

【論点1】公正価値測定のご概念

[論点1-1] 公正価値の定義

<論点1-1-1> 市場参加者の視点

公正価値測定は企業固有の視点による見積もりではなく、市場参加者の視点によることが適切であると考えます。

なお本論点整理の範囲外ではあるが、公正価値で測定する資産負債は観察可能な市場がある資産負債に限定し、観察可能な市場がない資産負債（非上場株式や事業用固定資産等）についてまで公正価値測定の対象にすべきではない。また不動産のようにレベル2に該当するものについては、外部の証明を入手せずともその評価方法に準じた手法で企業が算出する方法も認められるべきである。

仮に、観察可能な市場がない資産負債が公正価値測定の対象になるのであれば、レベル3ヒエラルキーの測定方法を慎重にご検討いただきたい。国際会計基準では「市場参加者が用いる仮定に関する情報を合理的に入手することができる場合にはそれを無視してはならない」とされている。仮定に関する情報を第三者から入手することが必要になると企業負担が高まることから、仮定に関する情報を第三者から入手する必要はないことを示していただきたい。

<論点1-1-4> 出口価格の概念

国際的な会計基準と同様に、移転概念に基づく出口価格に統一することで問題ないと考えます。但し、例えば棚卸資産のように、入口価格を測定に用いるべき資産または負債があることから、その旨を個別の会計基準で定めていただきたい。

[論点1-3] 資産又は負債に固有の属性

<論点1-3-2> 負債の公正価値測定における不履行リスクの取扱い

デリバティブ取引以外の金融負債や非金融負債について、一般に活発な市場

がなく、容易には第三者に転嫁できないケースが多いことに加え、仮に公正価値で測定した場合には、報告企業の信用リスクの増大に伴い利益や純資産が増加する（負債のパラドックス）ことから、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することにはならないと考える。

【論点 1-5】 最有効使用の仮定に基づいた公正価値測定

不動産などのように複数の代替的な使用が行われる可能性を有している場合には、最有効利用の考え方にに基づき評価することが適切と考える。但し、不動産鑑定評価基準（不動産鑑定士による評価だけではなく、企業自身による評価も含む）による方法のみならず、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」にも示されているとおり、類似の方法（固定資産税上の評価額等による方法）による測定も市場参加者の視点での価額であると考えられることから、公正価値であることを確認したい。

【論点 3】 公正価値測定に関する開示

公正価値測定に関する開示については、米国基準を適用している企業においても大きな実務負担が生じているが、国際会計基準の公開草案においては、さらに、米国基準を上回る開示項目が要求されており、開示負担が膨大なものになることが懸念される。開示内容については、財務諸表作成者に過大な実務負担とならないよう、コスト・ベネフィットを十分検討することが必要である。

以 上